

▼2015年産対象に模擬的制度運営

▼収入保険制度の事業化調査

農林水産省は、自民党の会合で、昨年11月から開始した収入保険制度の事業化調査（フィージビリティスタディ）の実施概要を説明した。全国の千経営体（個人750、法人250）の協力を得て、2015年産を対象とする加入申請から保険金算定まで、金銭の授受を伴わない模擬的な制度運営を実施している。

▼新たなセーフティーネットに

収入保険制度は、農業経営者ごとに加入し、すべての経営品目の価格低下も含めた収入減少を補てんする仕組み。農林水産省は、農業経営全体を対象にした新たなセーフティーネットと位置付け、14年度から導入に向けた検討調査事業を始めている。

事業化調査は、対象とする農業者や収入の範囲、把握方法など想定される制度の仕組みを設定し、加入申請から保険金算定まで模擬的に運営する。経営体の協力を得て、想定される仕組みが実務的に機能するか想定外の不都合が生じないかなど課題の検証に役立てる。

▼仮置きの設定で検証

農林水産省が示した資料によると、模擬的に運営する収入保険制度は、農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本に基準収入を設定し、補償限度額をその9割に設定（仮置き）している。農産物の販売収入全体を対象収入とし加工は含まない。

制度の適正な運営には、農業者の収入の的確な把握が前提となることから、対象者は青色申告を5年間継続実施する農業者とした。農業者が提出する農業収入額などを記載した書類は、税務申告書類など税制度の関係書類でチェックする。収入算定期間は、税制度との一致を図り、個人は15年1～12月、法人は事業年度としている。

農業者の経営努力では避けられない要因（意図的な安売りなどは対象外）で、当年の収入が補償限度額を下回った場合に差額の9割（仮置き）を補てんする。補てん方式は、掛け捨ての保険方式のほか、軽微な減収は積み立て方式で対応し、大きな減収部分は保険方式で対応する組み合わせなども検討する。

事業化調査は、昨年11月から始まり、過去の収入データや15年産の営農計画などを記載した加入申請書の受け付けを終えている。加入者には、1～12月の作付け・収穫・販売などの営農記録作成や帳簿の記載、損害発生時の通知や証拠保存など協力を依頼している。

▼NOSA I団体を挙げて対応

14年度の収入保険制度検討調査事業は、全国農業共済協会（NOSA I全国、高橋博会長）が受託した。団体を挙げて対応し、全国4千経営体（個人3千、法人1千）を対象にした過去7年分の収入データの収集・報告などに取り組んでいる。NOSA I団体は、収入保険制度の導入時に実施主体になれるよう積極的に取り組み、事業実績を積み重ねていく方針だ。